

別添（原文縦書き）

岐阜県特例施設占有者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成19年12月7日

岐阜県公安委員会委員長 鈴木 嘉進

岐阜県公安委員会規則第14号

岐阜県特例施設占有者の指定等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「施行規則」という。）の規定による特例施設占有者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（特例施設占有者の指定）

第2条 施行規則第28条第1項の申請をする施設占有者（以下「申請者」という。）は、同条第2項に規定する事項を記載した申請書をその施設（移動施設にあっては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する警察署を経由して岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出するものとする。

2 公安委員会は、令第5条第5号の規定による指定をしたときは、指定通知書（別記第1号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。

3 公安委員会は、前項の指定をしなかったときは、不指定通知書（別記第2号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。

4 施行規則第28条第4項の規定による公示は、同項に規定する事項を岐阜県公報（以下「県公報」という。）に掲載することにより行うものとする。

（指定特例施設占有者に係る公示事項の変更）

第3条 施行規則第29条第2項の規定による公示は、施行規則第28条第4項に規定する事項及び変更の届出があった旨を県公報に掲載することにより行うものとする。

（指定の取消し）

第4条 公安委員会は、施行規則第30条第1項の規定による指定の取消しをしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の取消しをしたときは、指定取消通知書（別記第3号様式）により、当該取消しの相手方にその旨を通知するものとする。

3 施行規則第30条第2項の規定による公示は、施行規則第28条第2項第2号に掲げる事項、取消年月日及び取消しをする理由を県公報に掲載することにより行うものとする。

（報告等の要求）

第5条 法第25条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求及び同条第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求は、報告等要求書（別記第4号様式）により行うものとする。

（指示書による指示）

第6条 法第26条第1項及び第2項の規定による指示は、指示書（別記第5号様式）によ

り行うものとする。

- 2 第4条第1項の規定は、前項の指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を行わなければならない。」とあるのは、「弁明の機会の付与を行わなければならない。」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成28年3月29日岐阜県公安委員会規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月6日岐阜県公安委員会規則第9号）

この規則は、令和元年12月6日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

第 号

指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

年 月 日付で申請のあった下記の施設については、遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき特例施設占有者として指定をしたので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

岐阜県公安委員会



備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

不 指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

年 月 日付で申請のあった下記の施設については、遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づく特例施設占有者の指定をしないので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

理 由

年 月 日

岐阜県公安委員会



別紙

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会（岐阜県警察本部会計課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

取消年月日

年 月 日

理由

年 月 日

岐阜県公安委員会



別紙

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会（岐阜県警察本部会計課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

報告等要求書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

第25条第1項 報告
遺失物法 第25条第2項 の規定に基づき、下記のとおり資料の提出を求める。
保管物件の提示

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

報告を求める事項

提出を求める資料

提示を求める保管物件

年 月 日

岐阜県公安委員会



- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会（岐阜県警察本部会計課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号

指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

様

第26条第1項
遺失物法 の規定に基づき、下記のとおり指示する。
第26条第2項

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

指示事項

指示をする理由

年 月 日

岐阜県公安委員会



- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会（岐阜県警察本部会計課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。